

# 白山市文化振興激励費交付制度

〈白山市教育委員会〉

## 1 目的

各種の文化芸術活動を行っている個人又は団体が各種発表部門の全国規模以上の大会並びにコンクール（以下「大会等」という。）に出場するにあたり、予算の範囲内で激励費を交付することにより、本市の文化振興に寄与することを目的とする。

## 2 交付対象者

激励費の対象となるものは、白山市を含む地域を対象とした予選又は選考を経て、その代表として出場資格を得た次に掲げる個人又は団体、国民文化祭に出場を要請された個人又は団体とし、次の条件を満たす場合に限る。

- (1) 本市に住所を有する者及び本市に在学する者で、学校又は各種団体の推薦を受けた者
- (2) 本市内に活動の拠点を置く文化団体
- (3) 大会要項等で定められている指導者（小中学生が出場する場合のみ、1名まで）
- (4) 国民文化祭に出場を要請され、適当と認められた者

## 3 対象となる大会

激励費の交付対象となる大会等は、次に掲げるものとする

- (1) 文部科学省及び文化庁が主催（共催）する大会
- (2) その他白山市教育委員会が、激励費の交付を適当と認める全国規模以上の大会並びにコンクール

## 4 適用除外

次に掲げるものは、激励費を交付しない。

- (1) 市がこの激励費に類する支出をするもの
- (2) 出場者を特定の企業（系列を含む）、政治団体及び宗教団体に限定した大会
- (3) 所属する文化活動団体が主催する大会
- (4) 親善又は交歓等を目的とした大会

## 5 激励費の額

激励費の額は次のとおりとする。

個人	団体
5,000 円／人	5,000 円／人 (50,000 円以内。上限 10 人)

## 6 申請手続き

激励費の交付を受けようとする者は、大会等が開催される 10 日前までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 文化振興激励費交付申請書（別記様式）
- (2) 予選及び選考結果のわかるもの
- (3) 大会要項（予選大会も含む）
- (4) 出場者等の名簿
- (5) 出場者等の住所又は在学等がわかるもの

## 7 交付決定

市長は申請があったときは、これを審査し、この制度の基準に適合すると認めるときは、激励費を交付する。

- (1) 同一大会において個人と団体に重複する者は、個人として交付する。
- (2) 同一の者又は団体への激励費の交付は 1 会計年度内に 1 回限りとする。

## 8 取消

交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象大会の全部または一部を継続する必要がなくなった場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更するものとする。

## 9 激励費の返還

市長は、激励費の交付決定取消を行った場合、該当者に対し既に交付した激励費について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。